

宮ヶ瀬グルメ開発 共同開発店舗 募集要項

1 事業の目的

宮ヶ瀬湖周辺地域のご当地グルメとなる「宮ヶ瀬グルメ」創出のため、当財団と地域の店舗（以下、「参加メンバー」という。）が連携して、新たな特産品の共同開発を行うことにより、食を通じた観光消費の拡大、及び、来訪者の増加を目指す。

2 事業の概要

- ・当財団が提案する開発テーマに沿った商品について、「宮ヶ瀬グルメ」にふさわしい新たな特産品を開発する。
- ・共同開発を行う店舗（以下、「参加店舗」という。）は6店舗とし、宮ヶ瀬湖周辺地域内の店舗を対象に募集を行い、選考会を経て決定する。
- ・開発に当たっては、当財団が開催する開発ミーティングに参加し、参加メンバーが開発テーマに沿って協議を行う。
- ・参加メンバーのアイデア等を元に、フードコーディネーターが試作やレシピ開発等を行う。参加メンバーは試食等によりレシピを決定する。
- ・新たな特産品について、参加店舗は当財団と「販売業務委託契約」を交わし、原則として3か月間、参加店舗において試行販売を行う。試行販売に必要な費用の一部を当財団が助成する。（別紙、販売業務委託契約書の内容（概要）を参照のこと。）

※宮ヶ瀬湖周辺地域とは、愛甲郡清川村及び愛川町の全域、相模原市の区域の一部（緑区根小屋、長竹、青山、鳥屋）、厚木市の区域の一部（飯山、七沢）をいう。

表1 開発ミーティング等の日程（予定）

名 称	日 時	場 所	概 要
第1回 開発ミーティング (事業説明・現地試食)	令和2年9月7日(月) 正午～18:00(予定)	県立やまなみセンター研修会議室～ (当財団マイクロバス)～横浜中華街	・事業説明及び、横浜中華街で有名店舗の商品を試食し意見交換を行う。 (現地解散可)
第2回 開発ミーティング (意見交換等)	令和2年9月14日(月) 13:00～17:00	県立やまなみセンター研修会議室	・参加メンバーによる新しい特産品についての意見交換
第3回 開発ミーティング (試作品の試食)	令和2年9月28日(月) 13:00～17:00	宮ヶ瀬湖周辺地域内 (未定)	・試作品の試食による協議等
第4回 開発ミーティング (試作品の試食)	令和2年10月5日(月) 13:00～17:00	宮ヶ瀬湖周辺地域内 (未定)	・試作品の試食による協議等
第5回 開発ミーティング (試作品の試食)	令和2年10月12日(月) 13:00～17:00	宮ヶ瀬湖周辺地域内 (未定)	※予備日として設定
新たな特産品の完成 発表会	令和2年10月30日(金) 13:00～17:00(最大)	宮ヶ瀬湖周辺地域内 (未定)	・地域の観光協会等を招いた完成発表会

3 参加資格

- ・宮ヶ瀬湖周辺地域内に、飲食店営業許可を得て、店舗を経営する者。
- ・新たな特産品の共同開発に積極的に取り組むとともに、参加メンバーと協力的に事業に取り組むことができる者。
- ・表1に掲げる、開発ミーティング（全5回）、新たな特産品の完成発表会のすべての日程に、同一の者が出席できること。
- ・経営する店舗において、食品衛生法をはじめとした、関連する法令に違反していないこと。（新たな特産品の販売についても同様）
- ・新たな特産品について、原則として、令和2年11月1日から翌年1月31月までの3か月間、実店舗における試行販売が可能であること。なお、当財団と、「販売業務委託契約」を交わす必要があり、契約締結は新たな特産品完成の後とする。（令和2年10月中旬頃を予定）

4 応募方法

参加を希望する場合は、「宮ヶ瀬グルメ開発 共同開発店舗 参加申込書」を提出する。

提出期限 令和2年8月12日（水）午後5時

提出先 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4 県立宮ヶ瀬やまなみセンター
公益財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 企画振興課
宮ヶ瀬グルメ開発担当あて

提出方法 郵送、持参のいずれか

5 選定結果報告

令和2年8月26日（水）を予定（電子メールにて）

6 その他

(1) 参加の無効

企画提案書に必要な記載事項が書かれていない場合、また、虚偽の内容が書かれていた場合は参加が無効となる場合がある。

(2) 食品衛生法等の手続き

参加店舗は、新たな特産品を販売する場合、必要となる食品衛生法をはじめとした、関連する法令に基づく手続きを行うこと。

(3) スタンプラリーへの参加協力

新たな特産品について、実店舗において試行販売を行っている期間内に、参加各店舗や宮ヶ瀬湖周辺地域の観光地・施設等を周遊するスタンプラリーに参加協力すること。（デジタルスタンプラリーの予定）

問合せ先 〒243-0111 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4
県立宮ヶ瀬やまなみセンター
公益財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 企画振興課
宮ヶ瀬グルメ開発担当 能城（のうじょう）、佐藤
電話 046-288-3434 FAX 046-288-3961
メール no.joh.a@miyagase.or.jp

販売業務委託契約書の内容（概要）

参加店舗の役割

- ・ 令和2年11月1日から翌年1月31月までの3か月間、開発ミーティングを経て開発された新しい特産品の試行販売を行う。
- ・ 試行販売期間中、アンケートその他の方法により、味・価格・ニーズ等に対するモニタリングを行う。
- ・ 試行販売終了後は、販売結果や課題等の報告を行うとともに、販売継続の意向の有無を表明すること。
- ・ SNS を利用している場合は、新たな特産品について積極的に情報発信を行うこと。
- ・ 売上金は参加店舗の収入とする。（販売価格は当財団と協議すること。）

当財団の役割

- ・ 試行販売に必要な費用の一部として、一店舗当たり、220,000円（税込み）を限度として当財団が助成する。（対象となるものは、調理器具、食材購入費、その他試行販売に必要な費用）